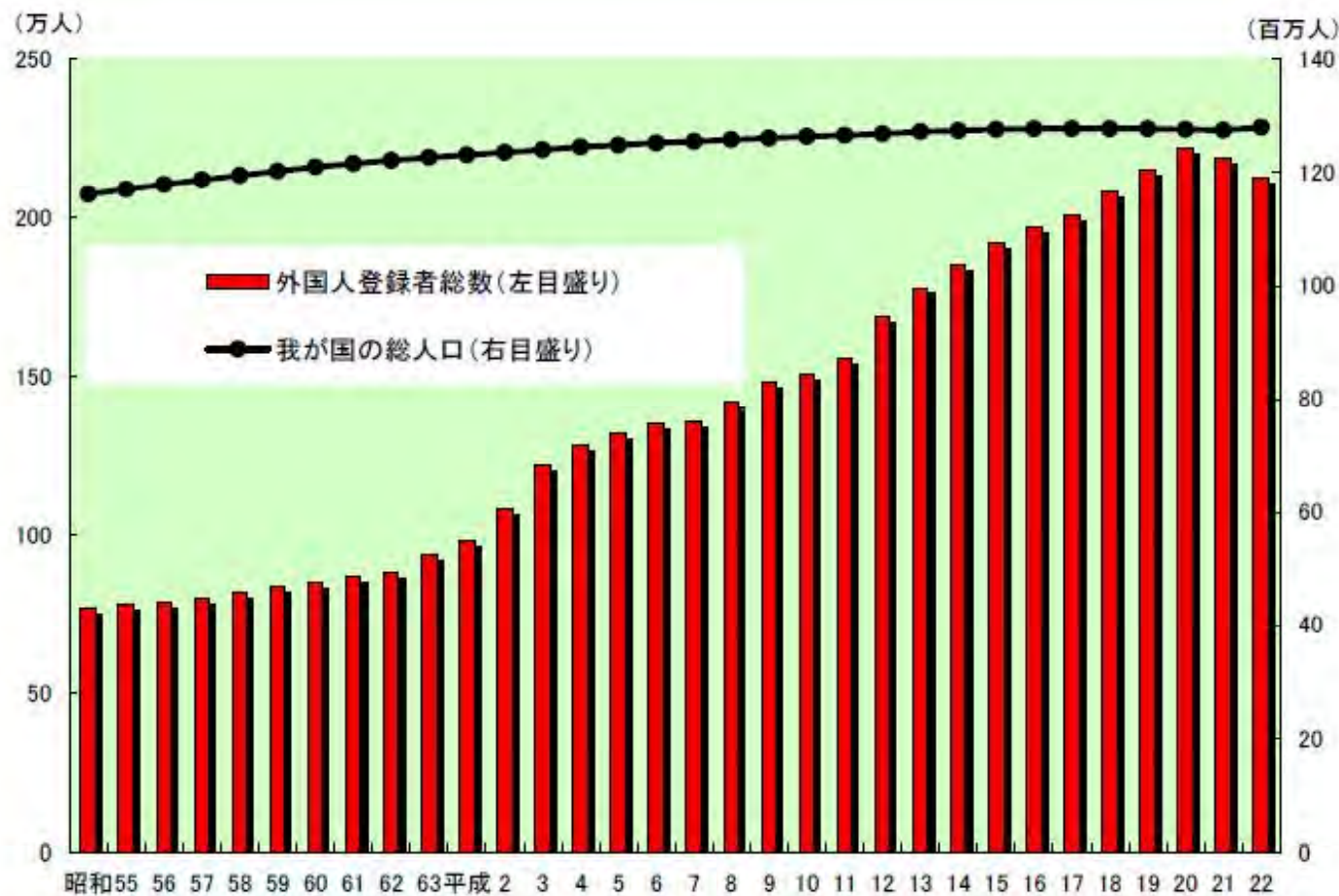


日本の外国人労働者受け入れの実情

落合 大造

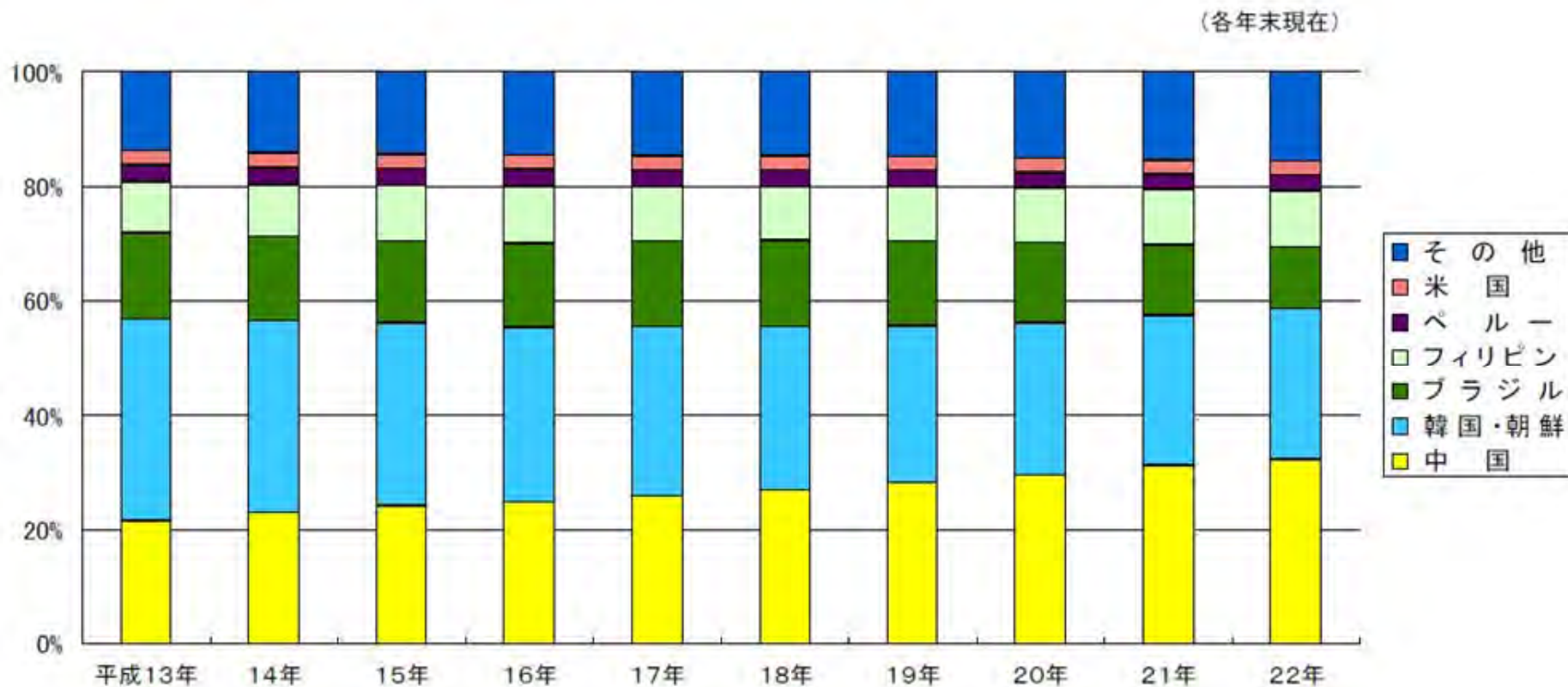
外国人登録者数・我が国の総人口の推移



【外国人登録者数は2年連続で減少】

- 毎年の統計をとり始めた昭和36年以降、平成21年に初めて減少。
- 平成22年末の外国人登録者数は、213万4,151人で、前年に比べ5万1,970人減少した。
- 世界金融危機後の不況が長引き、多くの日系ブラジル人らが出国した影響が大きい。

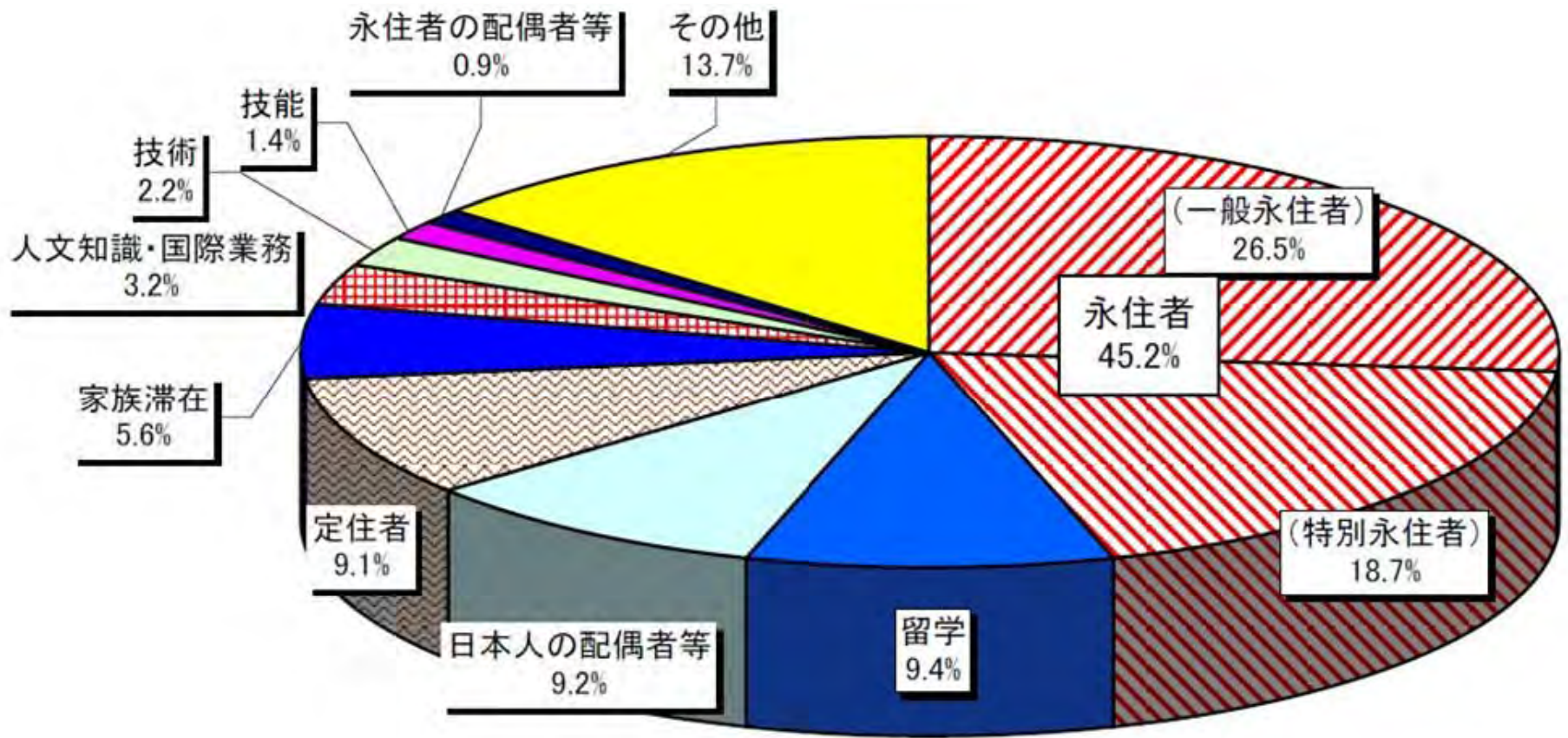
国籍(出身地)別構成比の推移



【中国が最多で全体の3割】

- ・外国人登録者の国籍(出身地)の数は191。
- ・中国が68万7,156人で全体の32.2パーセントを占め、以下、韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国と続いている。
- ・平成18年末まで一貫して最大の構成比を占めていた韓国・朝鮮は、平成22年末は前年に比べ1万2,506人(2.2パーセント)減少し、前年に引き続き中国に次ぐ2位となっている。
- ・ブラジルは平成20年末から減少に転じ、平成22年末は前年に比べ3万6,904人(13.8パーセント)減少している。

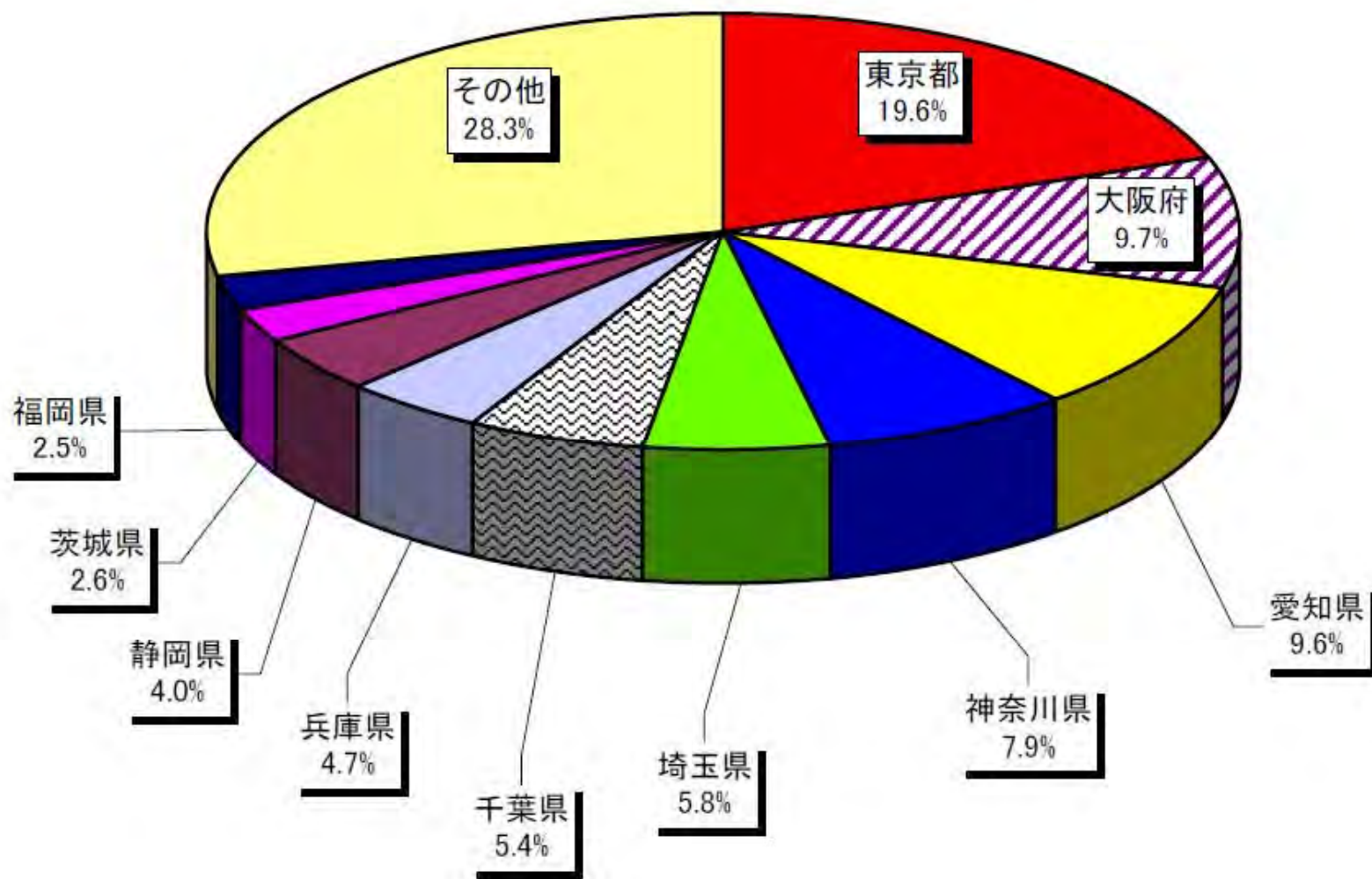
平成22年末における在留資格別の推移



【永住者が全体の4分の1超】

- ・永住者が、前年に比べ3万1,617人増加し、56万5,089人となり、構成比26.5パーセントを占め全体の4分の1を超えた。
- ・特別永住者は39万9,106人(構成比18.7パーセント)で、前年に比べ1万459人減少している。

平成22年末外国人登録者数の都道府県別割合



全都道府県のうち前年に当たる42の府県 で前年比減

- ・外国人登録者数が最も多いのは東京都(41万8,012人)で、全国の19.6パーセントを占めている。
- ・以下、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県、千葉県、兵庫県、静岡県、茨城県、福岡県の順であり、これら上位10都府県(153万329人)で全国の71.7パーセントを占めている。
- ・全都道府県のうち、東京都、福岡県、北海道、鹿児島県及び宮崎県を除く42府県で、外国人登録者数が前年より減少している。

外国人労働者は年々増加傾向にある

- ・2006年の外国人労働者数は合法的就労者数が約75.5万人、多数が不法就労を行っていると考えられる不法残留者数約17万人を加えると92.5万人である。
- ・10年前の1996年には合法的就労者数が約37万人、不法残留者数が約28万人と合わせて外国人労働者数は約65万人だったとされている。

不法残留者の状況

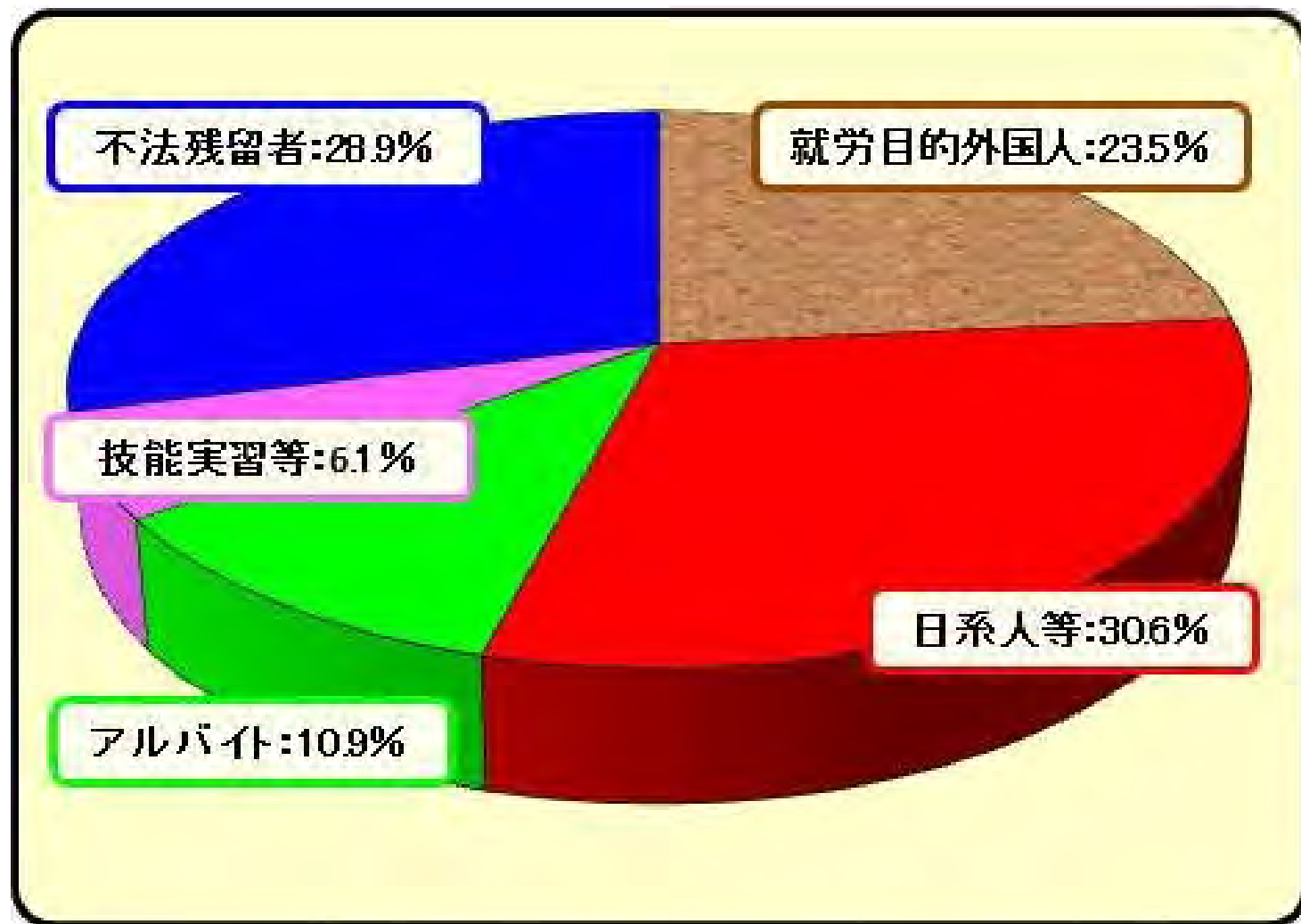
■ 間接雇用
 ■ 直接雇用
 ● 労働研究機構
 ◆ 不法残留者を含む
 ▲ 不法残留者を除く



直接雇用		9.7	9.4	9.8	10.3	11.4	11.5	11.5	12.0	13.0	14.1	15.7	18.0	19.8	22.3
間接雇用		0.0	3.6	4.2	5.2	7.1	7.5	7.6	8.7	9.1	8.7	11.7	13.2	14.5	16.7
労働研究機構				33.8	36.8	40.8	42.3	44.7	51.6	56.8	61.4	65.5	69.5	72.3	75.3
不法残留者を含む	58	61	62	61	63	66	67	67	71	74	76	79			
不法残留者を除く	29	31	33	32	35	38	40	42	48	52	54	57			

- 外国人労働者数を正確に把握する事は難しく、正確な政府統計データは存在していない。特に、不法就労者を含めた場合には、不可能と言える。
- 不法残留者を含む外国人労働者数は、1992年には58万人であったが、2003年には79万人となり、11年間で1.36倍に増えた。
- この中から不法残留者を除けば、29万人(1992年)から57万人(2003年)となって、11年間で約2倍(1.97倍)に増えた。外国人労働者の総数は、このように着実に増えているが、取締等の強化により、不法就労者は減少している。

外国人労働者の内訳(2002年)



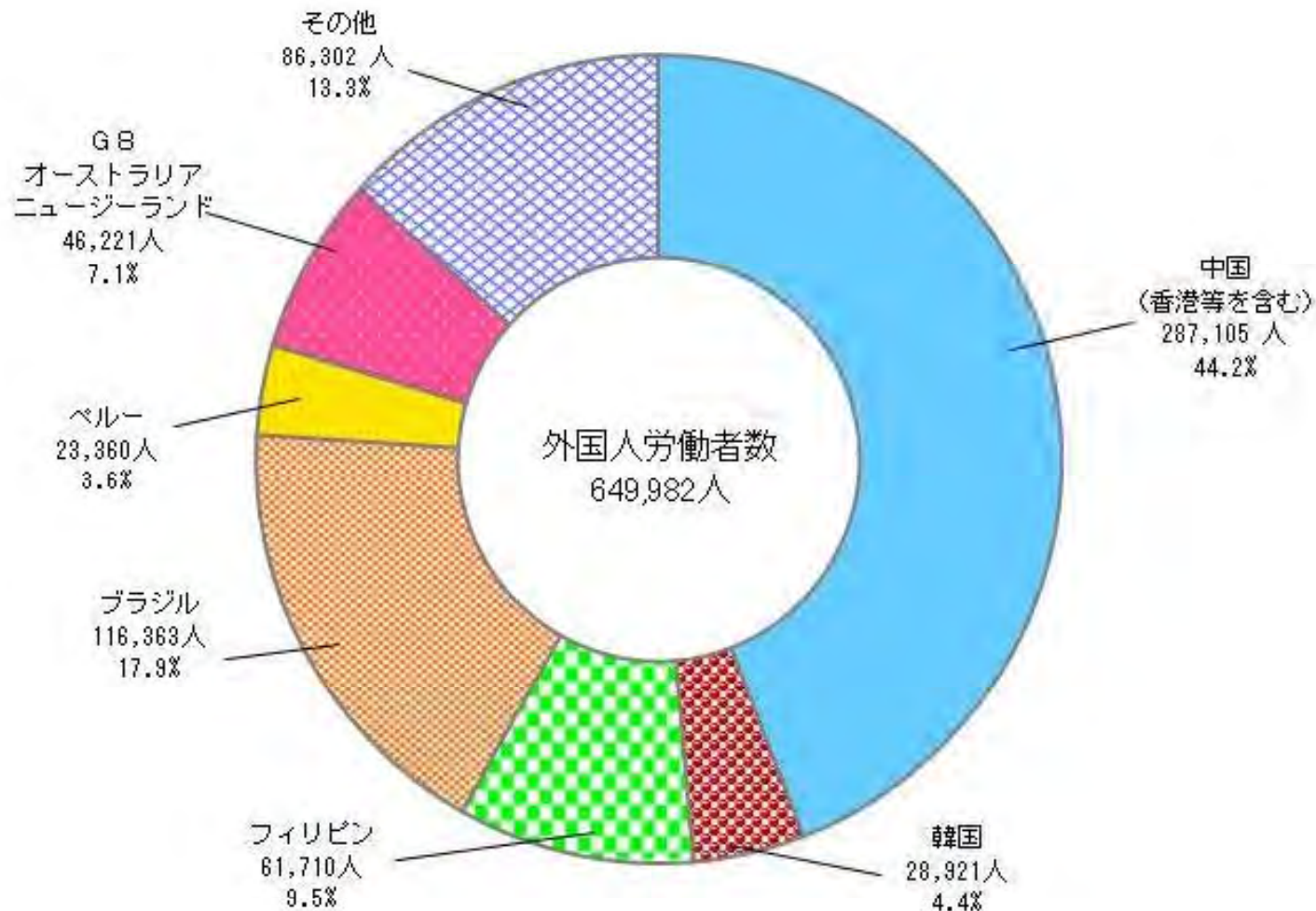
- 日系人等が構成比率では最大で30.6% (23万4千人)
- 不法残留者は、全員不法就労しているものと思われるので、外国人労働者としてカウントされる。
- 不法残留とは、入国する際には空港または港で上陸許可を受け、在留資格を有していたが、定められた在留期限満了後も出国せずに在留していること。

不法就労で摘発された外国人労働者数(千人)と増減率(%)の推移



- 少ない年(2002年)で3万2千人、多い年(1999年)で4万6千人が、不法就労で摘発されている。
- 不法残留者数は、2005年には21万人、2006年には19万人、2007年には17万人、2008年には15万人、というように年々減少している、というのが法務省の推測である
- この人数は、推計されている「不法残留者(20万人前後)」の2～3割にすぎない。

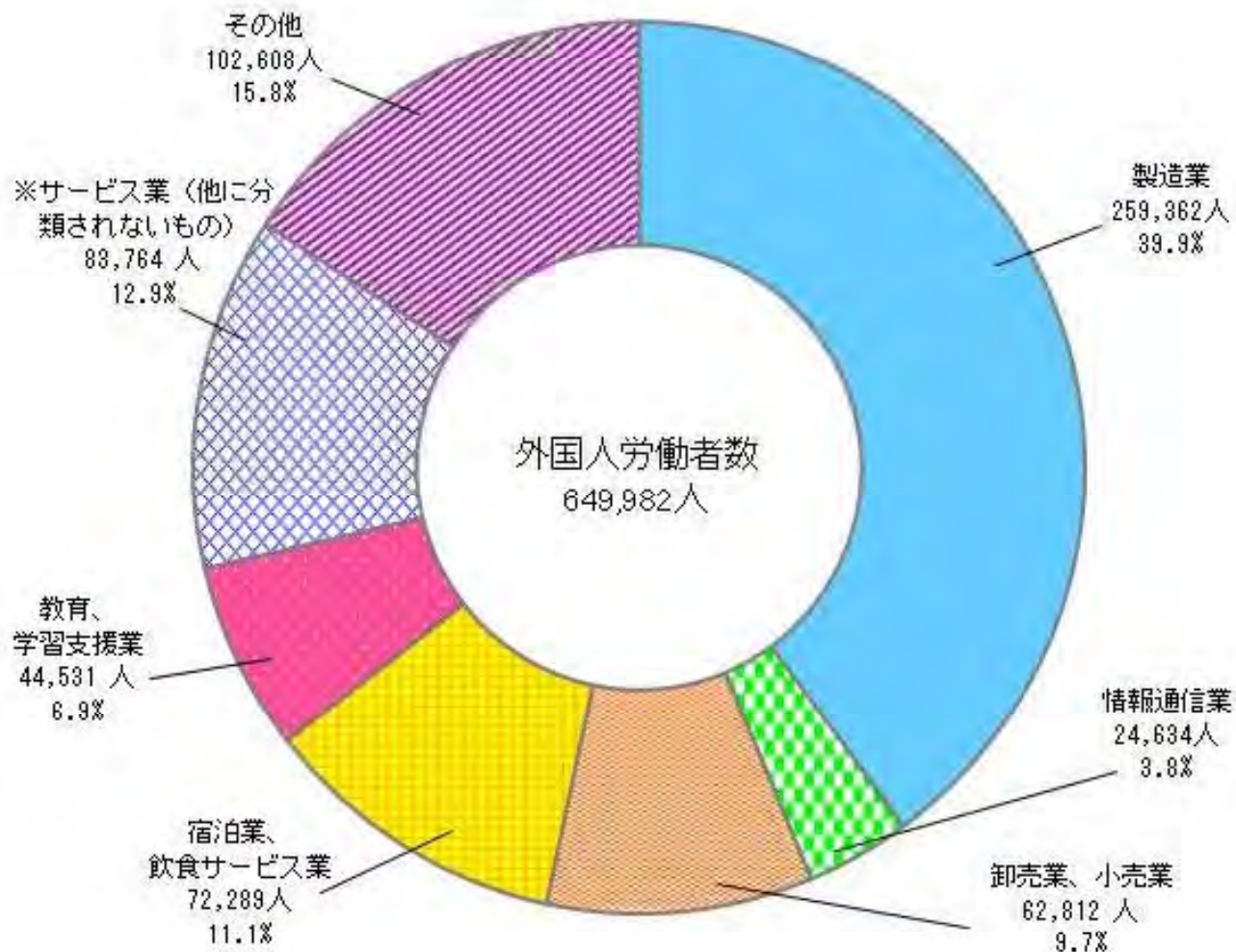
国籍別外国人労働者数の割合



外国人労働者数は649,982人

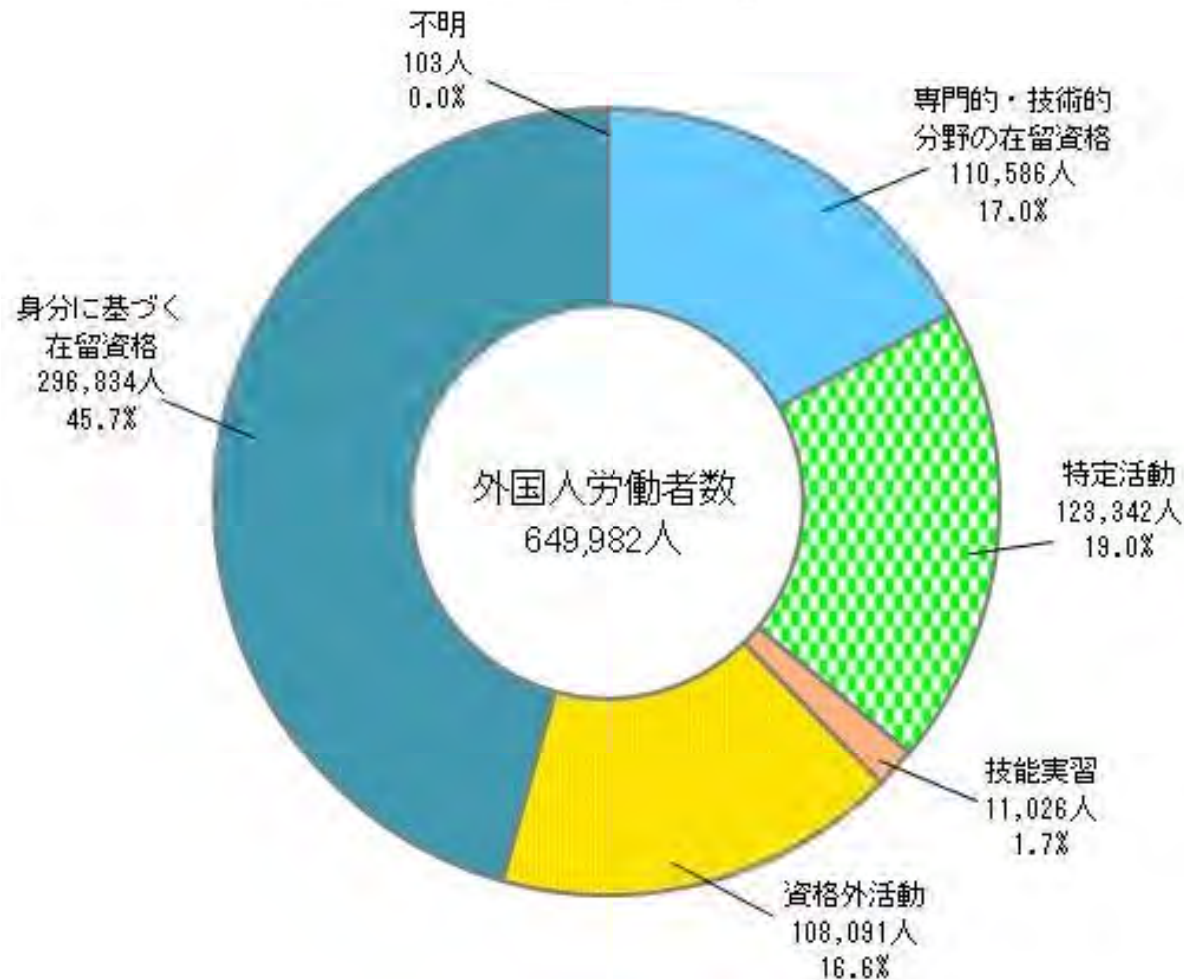
- 中国が最も多く287,105人で、外国人労働者全体の44.2%。次いでブラジル、フィリピンの順で、それぞれ116,363人(同17.9%)、61,710人(同9.5%)。
- 外国人労働者を雇用している事業所数は108,760か所で前年同期比13,466か所、14.1%増。
- 前年同期より87,164人、15.5%増。

産業別外国人労働者数



- ・産業別にみると、「製造業」が39.9%を占め、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が12.9%、「宿泊業、飲食サービス業」が11.1%、「卸売業、小売業」が9.7%、「教育、学習支援業」が6.9%となっている。
- ・これは、バブル崩壊後の省力化投資で、生産ラインのほとんどが機械化され、どうしても機械化できない作業だけが3K職場として残された、という製造現場の事情から生まれた状況である。

在留資格別外国人労働者数の割合



- ・在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格」が外国人労働者全体の45.7%を占め、次いで、技能実習生等の「特定活動」が19.0%、「専門的・技術的分野の在留資格」が17.0%となっている。

まとめ

- 日本は、いわゆる「専門的・技術的分野の外国人」は積極的に受け入れるが、「いわゆる単純労働者」については、厳しく受け入れを制限してゆく、ということをしてきた。しかし、実際に日本が受け入れている外国人労働者は、いわゆる単純労働者が大部分を占めている。
- バブル経済が崩壊し、「人余り」状態となった。リストラの嵐が吹き荒れ、若者を中心に失業率が急増した。こうした状況にもかかわらず、外国人労働者は減らなかった。それは、彼らが、日本人の嫌う「3K職場」や、「チープ・レーバー」としての存在場所を見出したからである。

今後

- ・「単純労働者」としての外国人が増え、かつ、彼らが家族として日本で生活するようになり、子供の教育や地域社会との協調等々、新たな社会的問題への対処が必要である。
- ・先進諸国は、アメリカを除けば、どこでも少子化に悩まされており、「専門的・技術的分野の外国人」を呼び込んで、人材不足を補おうとしている。
- ・政府は「留学生30万人」という方針掲げ、優秀な若者を世界から集めて日本で教育し、そのまま日本にいついてもらおうとしている。
- ・介護や看護の職場で働いてもらおうという動きも高まっている。